

勢語九段の冥途幻想

長なが 沼ぬま 英えい 二じ

勢語第九段 塚原鉄雄（一九八八）において、「伊勢物語」第九段の東国への下向の旅路に関して、新たな見解が提示された。それを、本稿では、塚原学説と呼ぶことにする。

さて、その学説とは、この旅路が、「冥路中有の旅路に関係がありそうである」というものである。すなわち、「仏説地藏菩薩発心因縁十王経」（以下「十王経」と略称する）によれば、死者は、死後、七日、秦広王庁に到達する途中に嶮山、すなわち峻山があり、さらに初江王庁に到達する途中に大河があり、それらを越えるという。それを、宇津の山越えと隅田川の渡舟とが想起させる、というものである。

「十王経」は、平安時代末期に日本で作られた偽経ともされるもので、中世以降の信仰生活に多大の影響を与えたものである。しかし、塚原学説では、平安貴族の信仰が、「十王経」に合致することを保証する資料はないとして、資料一に示した、「古今集」の「死出の山」や「わたり河」などを、平安時代初期に「十王経」に合致する信仰が存在したことの傍証として提示する。

〔資料一〕○死出の山ふもとを見てぞ帰りにしつらき人よりまづ越えじとて（七八九／心地損へりける頃、あひ知りて侍ける人の訪はで、心地をこたりて後訪へりければ、よみて、遣はしける／兵衛）○泣く涙雨と降ら南わたり河水まさりなば帰りくるがに（八二九／妹の身まかりにける時、よみける／小野篁朝臣）

冥府の旅路 ところが、「十王経」に合致する信仰、すなわち、冥府に向かう死者は、峻山、すなわち険しい山と、大河、すなわち広

い川とを越えるという信仰が、平安貴族に存在したことを保証する資料を、「日本霊異記」に指摘できるのである。

この指摘は、三〇年以前に、すなわち塚原（一九八八）発行の翌年に、本稿著者が行なっていたのであるが、その掲載媒体の配布範囲は、きわめて狭いものであった。そのために、塚原学説の補足を充分に行なえたとは言えず、また、そのうち、新たに得た資料や考察などもあり、あらためて本稿を執筆することにした。本稿が塚原学説の再評価に少しでも裨益するところがあれば、幸甚である。

さて、「十王経」に合致する信仰は、「日本霊異記」の四つの説話に認めることができる。すなわち、上巻第三〇と下巻第九と下巻第二二と下巻第二三との四つの説話である。資料二から資料五に示す。

〔資料二（前略）〕 逕ること三日、戌の日の申の時に、さらに甦りて語りていはく、「使ふたりありき。ひとりは頂髪に挙げて束ねたり。ひとりは少子なりき。伴はれて副ひ往く程に、二つの馱度るばかりに、路中に大河ありき。椅を度し、金をもて塗り蔽れり。

（後略）（上巻第三〇）

〔資料三（前略）〕 経ること三日、往きて見れば、蘇甦りて起き居て待つ。属ら問ふに、答へて語らく、「有る人、鬚逆類に生え、下に緋を着、上に鉀を着、兵の佩き杵を持つ。広足を喚びていはく、『闕にはかに汝を召す』といひて、戴をもて背を裳き、立てて前に逼め將る。先に見るは一人、後に見るは二の使なり。これが中にわれを立てて、追ひて忿きて走り往く。往く前の道中に、断えて深き河あり。水の色黒黛く、流れずして沖く寂し。』（後略）（下巻第九）

〔資料四（前略）〕 死して七日を経て、甦りて告げていはく、「使四人ありき。ともに副ひて、広き野を將て往く。つぎに卒しき坂あり。坂の上に登りて、観れば大きな観あり。』（中略）前に深き河あり。広さ一町ばかりなり。その河に椅を度せり。』（中略）椅の彼方に到れば、黄金の宮あり。その宮に王有せり。椅の本に三つの衢あり。一つの道は広く平らかなり。一つの道は草小し生ひたり。一つの道は藪をもて塞がる。』（中略）王見てのたまはく、『こは法花経を写したてまつりし人なり』とのたまひて、すなわち草小し生ひたる道を示してのたまはく、『この道より將て来む』とのたまふ。』（後略）（下巻第二二）

〔資料五（前略）〕 しかして五日を歴て、すなわち甦りて親属に語りていはく、「召の使五人、ともに副ひて疾く往きき。往く道の頭にはなはだ峻しき坂あり。坂の上に登りて、躊躇ひて見れば、三つの大きな道あり。一つの道は平らかにして広し。一つの道は草生ひ荒れたり。一つの道は藪をもて塞がる。』（後略）（下巻第二三）

いずれも、一度死んだ者が数日後に生き返り、冥府に到る道中や冥府で見聞きしたことを、周囲の人物に語る、という内容である。因みに、「日本霊異記」には、このような冥府往復の説話が、さき示した四つの説話を含めて、一三話を指摘できる。

さて、資料二の上巻第三〇では、「路中に大河ありき」と、大河の存在に言及するが、峻山には触れない。資料三の下巻第九では、「往く前の道中に、断えて深き河あり」とある。大河であるという表現規定はないが、「深き」が河の水深のみを表現するものではないと考える。それは、資料四の説話で支持される。なお、資料三でも、峻山に触れない。

資料四の下巻二二では、「卒しき坂あり」と、初めに峻山がある。つぎに「深き河あり。広さ一町ばかりなり」と、大河がある。ここで、この河は、「深き河」であり、川幅が一町ほどとされている。したがって、資料三の「深き河」も、川幅について言及がないけれども、資料四と同様に、川幅の広い川であったと見なせよう。資料三は、川幅に関する表現を省略したものと考える。

資料五の下巻第二三では、「はなはだ峻しき坂あり」と、峻山があるが、大河について触れるところがない。以上の項目などをまとめたものが、資料六である。

	資料六	上巻三〇	下巻第九	下巻第二二	下巻第二三
使者	二人	三人	四人	五人	
峻山	×	×	○	○	
大河	○(無橋)	○(無橋)	○(有橋)	×	
通路	×	×	三種(大河後)	三種(峻山後)	

さて、資料四の上巻第二二が、峻山と大河との二つの難所を備え、「伊勢物語」第九段の内容ともっとも類似するものであるが、他の三つの説話も、峻山を省略したり、大河を省略したりしただけであって、上巻第二二と異なる信仰を伝えるものと考えられるのは、自然であろう。奈良時代末期には、冥府の旅路に、峻山と大河という難所があるとするとする信仰が存在したことは確実である。

峻山と大河 この、冥府の旅路に、峻山と大河という難所があるとするとする信仰は、他の文献でも見出すことができる。資料七は、「法華験記」中巻七〇「蓮秀法師」に指摘できる例である。「法華験記」は、「伊勢物語」から一五〇年ほど下った、長久年間(一〇四〇—一〇四四)に成立した仏教説話集である。

〔資料七〕（前略）身冷息絶。即入死門。遙向冥途。隔人間境。超深幽山險難高峰。其途遼遠。不聞鳥声。僅有鬼神暴惡之類。過深山已。有大流河。広深可怖畏。其河北岸有一嫗鬼。其形醜陋。住大樹下。其樹枝懸百千種衣。此鬼見僧問之言。汝今当知。是三途河。我是三途河嫗也。汝脱衣服与我可渡。（後略）

蓮秀法師は、死後、冥府に行き、法華経護持者であることから、この世に戻る事ができた。その冥府の旅路に、「深く、幽なる山、險難の高き峰を越えて」と、峻山がある。つぎに「深き山を過ぎ已りて、大きな流の河あり。広く深くして怖畏すべし」と、大河があり、それが「三途河」と呼ばれている。

「三途の川」という呼称が、いつころから用いられるようになったかは、いま明らかにすることができないが、また、それを明らかにすることは、本稿の趣旨でもないけれど、平安時代極初期成立の「日本霊異記」と一世紀半ば成立の「法華験記」とに、冥府の旅路に、峻山と大河という難所があるとする信仰が存在することは、この期間、日本の仏教界に、この信仰が存在しつづけたことを示すと考える。

さきに見た資料一の「古今和歌集」入集歌の表現は、この信仰が平安貴族にも浸透していたから、成立しえたものである。資料一の第七八九番歌の「死出の山」が、これまで見てきた峻山を表現するものであること、第八二九番歌の「わたり河」が、同様に、大河を表現するものであることは、疑問を挟む余地がないと考える。

資料八は、「蜻蛉日記」の卷末歌集に指摘できる二例である。

〔資料八〕○みつせ川浅さのほども知らはしと思ひし我やまづ渡りなん（卷末歌集三四一／わづらひたまひて）○みつせ川我より先に渡りなば汀にわぶる身とやなりなん（同三四二／かへし）

道綱の第三四一番歌の詞書「わづらひたまひて」に基づけば、贈答歌の「みつせ川」が、冥府の旅路にある大河を表現するものであることにも、疑義を挟む余地がない。

さらに、大河については、古記録資料にも見出すことができる。資料九と資料一〇とにそれを示す。

〔資料九〕一日、朱雀院於御在所西曹司造御棺、両重云々、御輿長二人（右中将英明、左中弁淑光）、奉仕御浴、供奉御服（綾冬直衣／綾袴／紅絹下襲等一襲、加御冠／烏犀革帯／鞞鞋／襪、及金平塵御劍／蘇芳枕云々、劍是平生所御也、又錫紵一襲、河渡御衣

等云々、」(後略)

〔資料一〇〕(前略)次種々真言可安御首、(納金銅筒、)次可入御装束、(称河渡也、) (後略)

資料九は、「吏部王記」の延長八年(九三〇)一〇月一日条で、前々日に崩御した醍醐天皇の葬送の儀式に関する記事である。割注によれば、棺に入れる「御服」に、「河渡御衣」を用意している。この「河渡」とは、冥府の旅路にある大河を渡ることを表現するのであろう。資料一〇は、「兵範記」の保元元年(一一五六)七月二日条で、同日に崩御した鳥羽法皇の葬送の儀式の記事である。ここでも、「御装束」を棺に入れているが、それは、割注によれば、「称河渡也」とある。資料九の「河渡御衣」と同種のものである。「兵範記」の記事は、「伊勢物語」成立を二〇〇年以上下る記事であるが、資料九の「吏部王記」と併せて考えれば、冥府の旅路に大河があつて、それを渡る、という信仰が、皇室にまで浸透していたと断定できる。

以上、資料一から資料一〇までの検討から、冥府の旅路に峻山と大河という難所があるという信仰が、平安時代の天皇／貴族に浸透していたと断定する。したがって、「伊勢物語」第九段の東国下向の道中の表現に、冥府の旅路を連想させる表現があると想定すると、不合理は存在しえないのである。

冥府の使者 では、冥府の旅路を想起させる表現は、第九段において、宇津の山越えと隅田川の渡河とのみであろうか。資料二から資料五までに戻ることとする。

「日本霊異記」の四つの説話すべてに共通する要素が存在する。それは、冥府の使者の存在で、死者は、彼らに伴われて、冥府に赴くのである。資料二には、「使ふたりありき」と、使者が二人おり、「伴はれて副ひ往く」と、伴われて冥府に行くことがわかる。資料三には、「先に見るは一人、後に見るは二の使なり。これが中にわれを立てて、追ひて忿ぎて走り往く」と、使者三人に伴われている。資料四には、「使四人ありき。ともに副ひて」と、使者四人に伴われている。資料五には、「召の使五人、ともに副ひて」と、使者五人に伴われている。資料六に示したように、説話の配列順序にしたがって、使者の人数が二人、三人、四人、五人と、一人づつ増えている。その理由は不明であるが、死者は、冥府に行くにあたって、冥府の使者に伴われるという信仰があつたことが知られるのである。これは、資料一一に掲げた、「日本霊異記」の冥府往復説話三つにも見られるものである。³⁾

〔資料一一〕〇時に、閻羅王の使ふたり、来りて光師を召し、西に向ひて往く。(中巻第七) 〇法師五人、前にありて行き、優婆

塞五人、後にありて行く。(中巻第一六) ○閻羅王の使の鬼、来りて衣女を召す。(中巻第二五)

資料二から資料五までの四説話を除く、冥府往復説話九つのうち、三つの説話に、「閻羅王の使ふたり」、「法師五人」、「優婆塞五人」、「閻羅王の使の鬼」といった、冥府の使者が登場し、死んだ者を冥府に導くのである。

つまり、死者が冥府に赴くにあつて、冥府から使者が来て、それに伴われ、その旅路には、峻山と大河という、二つの難所を越えなければならぬ、という信仰が、奈良時代末期にあつたと考えられる、ということである。

そこで、第九段に戻ると、冥府の使者を連想させる「ともとする人」が存在する。「ともとする人」は、すでに第八段に登場しており、第九段は、それを引き継いだ表現であると考えられる。しかも、この「ともとする人」は、男の東国彷徨のつづく第一〇段以降の武蔵章段と陸奥章段¹には、登場しない。「ともとする人」が、冥府の使者を連想させる存在であり、表現であるならば、隅田川という大河を渡った男には、不要の存在となるからではなからうか。換言すれば、第一〇段以降、その姿を消すことで、「ともとする人」が冥府の使者であることを連想させやすくしているのではなからうか。

ところで、「ともとする人」について、多くの注釈書は、供人、従者とも解せるとしながら、第九段で、男と対等の立場にあると認めて、友人の意に解している。そこで、「伊勢物語」における、「とも」「ともだち」を検討する。資料一二は、「とも」の、資料一三は、「ともだち」の例である。

〔資料一二〕○むかし、をとこ、いとうるはしき友ありけり。(第四六段) ○むかし、水無瀬にかよひ給ひし惟喬の親王、例の狩しにおはします供、馬の頭なる翁つかうまつれり。(第八三段) ○御供なる人、酒をもたせて野より出で来たり。(第八二段)

○紀の有常御ともにつかうまつれり。(第八二段)

〔資料一三〕○思ひわびて、ねむごころに相語らひける友だちのもとに、(第一六段) ○かの友だち、これを見ていとあはれと思ひて、夜の物までおくりてよめる。(第一六段) ○むかし、をとこ、津の国にしる所ありけるに、あにおと、友だちひきゐて、難波の方にいきけり。(第六六段) ○むかし、をとこ、友だちの人をうしなへるがもとにやりける。(第一〇九段) ○むかし、をとこ、あづまへ行きけるに、友だちどもに、みちよりいひおこせける。(第一一段) ○昔、いと若きにはあらぬ、これかれ友だちどもあつまりて、月を見て、(第八八段)

「とも」では、第四六段と第八三段とは、接頭辞「御」を伴わず、他の二個の例は、接頭辞「御」を伴って、供人／従者の意で用いられている。接頭辞「御」を伴わない第八三段の例も、供人／従者の意で用いられていることは、明らかである。第四六段「とも」のみが、友人の意で用いられているのである。

「ともだち」では、六個の例すべてが友人の意で用いられている。友人が複数の場合は、第一一段と第八八段とのように、「ともだちども」と接尾辞「ども」を用い、単数の場合は、第一六段の二例と第一〇九段のように、「ともだち」とするようである。第六六段の「ともだち」は、単複の判定が困難であるが、複数のように思われる。よって、「伊勢物語」において、友人を表現する場合は、「ともだち」を用いる傾向が強く、「とも」を用いるのは例外である、と認められよう。

すると、「ともとする人」とは、いかなる表現であろうか。

さきに述べたように、「伊勢物語」の「ともとする人」は、第八段と第九段とに認められるのみで、いずれも同一の存在を表現するものである。そこで、「うつほ物語」の「ともとす」を資料一四と、「新勅撰集」の「ともとす」を資料一五として示した。

〔資料一四〕○かかる草木の根を食物にして、岩木も皮を着物にし、獸を友として、木のうつほを住みかとして生ひ出でたれど、(俊蔭) ○人の身を受けながら、いかに契り置きて、かくうとましき獸の中に、それを友とし、かれらに養はれて、(俊蔭) ○すみやかにまかり籠りて、山・林を住みかとして、熊・狼を友とし、木の実・松の葉を供養とし、(吹上／下)

〔資料一五〕○いまはただねられぬいねをぞともとするこひしき人のゆかりとおもへば(従二位藤原親子家草子合に恋の心をよめる／宣源法師／金葉二／三五六) ○(前略) むなしきそらにすむ月をうき世をめぐる友としてあはれあはれとみるほどに(後略)(久安百首歌たてまつりけるながうた／丞西門院兵衛／新勅撰集／一三四五)

「うつほ物語」では、「獸を友とし」、「かくうとましき獸の中に、それを友とし」、「熊・狼を友とし」とあって、「名詞＋格助詞ヲ＋ともとす」という定型表現が認められる。時代が下るが、「新勅撰集」でも、「ねられぬいねをぞともとする」、「むなしきそらにすむ月をうき世をめぐる友として」とあって、「名詞＋格助詞ヲ＋ともとす」という定型表現が認められる。これらの「ともとす」は、友人の意でなく、また、供人／従者の意でもなく、同行者あるいは連れといった意味であると考えられる。「ともとす」は、友人のような親密な関係にある者でもなく、従者のような上下の関係にある者でもない、行動をとともにするだけの、希薄な関係にある者、すなわち同行

者を表現することばであると考えるのである。

したがって、「伊勢物語」の「ともとする人」は、「名詞＋格助詞ヲ」を欠くが、同行者の意であると考ええる。第九段では、この「ともとする人」は、ほかに「ある人」、「皆人」とも表現され、「ともだち」と規定されることがない。これも、「ともとする人」が、友人ではなく、同行者に過ぎないことを示していると考えるのである。

ところで、第九段では、「もとよりともとする人」とあるが、「伊勢物語」の「もとより」二個のうち、もうひとつの「もとより」は、資料一六に示したように、「元来」の意で用いられている。

〔資料一六〕よみはてがたに、あるじのはらからなる、あるじし給ふとき、て来たりければ、とらへてよませける。もとより歌のことは知らざりければ、すまひけれど、しひてよませければ、(第二〇一段)

第九段の「もとより」も同様と考えれば、「はじめからの同行者」といった意になろう。これでは、いかなることなのか、了解しがたい表現であるけれど、そのちに、峻山としての宇津の山と大河としての隅田川が登場することで、この旅路が、冥府の旅路を連想させるものであったことを、読者に察知させる工夫であったと考える。「もとより」には、冥府の旅路には付きものの、といった意味合いを読み取りたい。冥府の使者を思わせる「ともとする人」は、第八段に登場しているが、それが何者であったのか、第九段で判明するという仕掛けでもあるのである。

第九段の「ともとする人」は、男に和歌を詠むよう促すが、これをもって親密な関係にある友人と判断するのは、短絡であろう。また、「乾飯のうへに涙おとして」とか、「舟こぞりて泣きにけり」とかと、男に共感することがあるが、同行者であっても、同じ体験をすることで、共通する感情を持つことは可能であろう。

また、「道知れる人もなくて、まどひいきけり」とある。これは、「ともとする人」が、あからさまな冥府の使者として形象されていないことを示す。冥府の使者を連想させる存在ではあるけれど、連想させるに過ぎない存在でなければ、男は、東国で、都と乖離した自然に遭遇し、衝撃を受けるといふ設定⁵が成り立たなくなるからである。「ともとする人」は、冥府の使者を連想させるけれども、人である同行者であったと考える。峻山やと大河とを連想させる宇津の山と隅田川とが、実在する地形であるのと同様である。実在を用いて、そこに形象されない、共有する知識を想起させるのである。

三種の通路 さて、第九段には、もう一点、冥府の旅路を連想させると思われる表現が存在する。「いと暗う細きに、つたかへでは茂り」とされる、宇津の山の難路である。さきに見た冥府の旅路にある峻山は、急坂であるとか、高山であるとか、規定があるけれど、植物が繁茂するという規定は、存在しない。ところが、冥府の旅路に、三種の通路が存在するらしいのである。

資料四と資料五とに戻る。資料四では、「椅の本に三つの衢あり。一つの道は広く平らかなり。一つの道は草小し生ひたり。一つの道は藪をもて塞がる」と、資料五では、「三つの大きな道あり。一つの道は平らかにして広し。一つの道は草生ひ荒れたり。一つの道は藪をもて塞がる」とあって、第一の、平らで広い道と、第二の、草が生えている道と、第三の、草木で覆われた道との、三種の通路が存在し、どの通路に行くかは、その人物の生前の罪の軽重に従うらしい。例えば、資料四では、法華経を書写したという理由で、草が少し生えた道に行くことになる。これから類推すれば、広く平らな道に行く者は、罪のない者で、草木に覆われた道に行く者は、重い罪の者であると推測できる。この通路のある場所は、資料六に示したように、大河の後であったり、峻山の後であったりして、確定していないようなので、そのまま第九段に当てはめることはできないけれど、「いと暗う細きに、つたかへでは茂り」という道は、第三の草木で覆われた道を連想させ、男が都で犯した罪の重さを想像させるものではなからうか。

以上、冥府の使者が伴い、峻山と大河を超える、そして不確定ではあるが、三種の通路があるという冥府の旅路のイメージを、「伊勢物語」第九段は連想させるといふ、塚原学説の補足と補強とを行ないえたと考える。

そこで、これを敷衍して、最後に、東行章段の末尾が陸奥章段であることの意味を考えることにしたい。男が東国を目指したのは、第八段「あづまの方に行きて住み所もとむ」とか、第九段「あづまの方に住むべき国求めに」といったように、明確な目的をもっていつたからである。

東北の動乱 ところが、第一四段で「みちの国」へは、「すゞるに行きいたりにけり」というように、目的なく到達したと規定する。「すゞる」が、諸注釈書がいうように、「これといった理由もなく」の意であるにせよ、「思いがけず」の意であるにせよ、目指して行つたわけではないことは、明白である。武蔵国までは、目的が存在したけれど、「みちの国」——陸奥国だけでなく、東北地域全体を指す——へは、目的が存在しなかった。ここには、「みちの国」の特性にあると考える。

「伊勢物語」には「人の国」という表現が、武蔵章段である第一〇段を含め、六回用いられる。そのすべてが、五畿以外の諸国を指

すと考える。

資料一七を提示する。

〔資料一七〕○むかし、をとこ、いとうるはしき友ありけり。片時さらずあひ思ひけるを、人の国へいきけるを。いとあはれと思ひて、別れにけり。(第四六段) ○むかし、をとこありけり。宮仕へいそがしく、心もまめならざりけるほどの家刀自まめに思はむといふ人につきて、人の国へいきにけり。このをとこ、宇佐の使にていきけるに、ある国の祇承の官人の妻にてなむあるとき、て、(第六〇段) ○むかし、年ごろおとづれざりける女、はかなき人のことにつきて、人の国なりける人につかはれて、もと見し人の前に出で来て、物食はせなどしけり。(第六二段) ○かゝるほどに、帝きこしめしつけて、このをとこをば流しつかはしてければ、この女のいとこの御息所、女をばまかでさせて、藏にこめてしをりたまうければ、藏にこもりて泣く。／海人の刈る藻にすむ虫の我からと音をこそなかめ世をばうらみじ／と泣きをれば、このをとこ、人の国より夜ごとに来つゝ、笛をいとおもしろく吹きて、声はをかしうてぞあはれに歌ひける。(第六五段) ○男は女しあはねば、かくし歩きつゝ、人の国にありきてかくうたふ。／いたづらに行きてはきぬるものゆゑに見まくほしさに誘はれつゝ、／水の尾の御時なるべし、大御息所も染殿の後なり。五条の后とも。(第六五段)

第四六段は、具体的な国名が示されていない。第六〇段は、「宇佐の使にていきける」とあるから、豊前国と推定できる。第六二段は、第六〇段の豊前国、第六一段の筑紫という並びから、章段連合と見なせば、同じ地域と推測できよう。第六五段の「人の国」は、男が、天皇に仕える女に横恋慕し、それが露顕して、配流された国である。その国がいずれであったか、明記されていない。資料一八は、「延喜式」「刑部省」で定める、配流の国であるが、このなかのいずれかとなるろう。

〔資料一八〕其路程者。従京為計。伊豆。(去京七百七十里。)安房。(一千百九十里。)常陸。(一千五百七十五里。)佐渡。(一千三百廿五里。)隱岐。(九百一十里。)土佐等国(一千二百二十五里。)為遠流。信濃。(五百六十里。)伊予等国(五百六十里。)為中流。越前。(三百十五里。)安芸等国(四百九十里。)為近流。

しかし、この男は、その配流の国から、夜毎に、女の押し込められた藏の外に來たといふのであるから、近流の越前国、安芸国であったとしても、それは現実的でない。したがって、漠然と五畿以外、都の外のごかといつたところであろう。

ここで、資料一九の「延喜式」「民部」で定める「為辺要」、すなわち国境の要害とする四つの国と二つの島とに注目したい。

〔資料一九〕陸奥国。出羽国。佐渡国。隠岐国。杵岐島。対馬志摩。右四国二島為辺要。

資料一八と比較すると、遠流の国として、土佐国と隠岐国とがあるが、杵岐島と対馬島とともに、陸奥国と出羽国とが遠流の地から外されている。すなわち、「みちの国」は、配流の地の外に位置する、日本であって、日本でない地域ということであろう。資料二〇は、禁裏恒例の年中行事を規定する「儀式」の、追難の儀式の作法を規定する条である。

〔資料二〇〕十二月大饗儀（中略）四方之堺東方陸奥西方遠流嘉南方土左北方佐渡（後略）

これによれば、日本国の東の境を陸奥国としている。西方の遠流嘉（現五島列島）、南方は土佐国、北方の佐渡国は、すべてその先が海であるところが、陸奥国と異なる点である。無論、陸奥国の場合も、津軽海峡があるけれど、熊谷公男（二〇〇四）によれば、当時の中央政府が、渡嶋（現北海道南部）を日本国と見ていなかったのは勿論で、東北地域も、東北部を日本国と見なしていたと断じるのは、困難であるようである。

宝亀五年（七七四）から弘仁二年（八一）までは、三八年戦争と呼ばれる、中央政府と蝦夷との一大戦争があり、資料二一（「日本三代実録」元慶二年三月二九日条）と資料二二（「日本三代実録」元慶七年二月九日）とに示したように、「伊勢物語」成立時期に近い、元慶二年（八七八）や元慶七年（八八三）などにも、夷俘や俘囚といった、中央政府に服属したはずの蝦夷たちが、出羽国や上総国で叛乱を起こしている⁶。

〔資料二一〕出羽国守正五位下藤原朝臣興世飛駟上奏。夷俘叛乱。今月十五日焼損秋田城并郡院屋舎城辺民。仍且以鎮兵防守。且徵發諸郡軍。勅符曰。得彼国今月十七日奏状。既知。夷慮悖逆。攻燒城邑。犬羊狂心。暴虐爲性。（後略）

〔資料二二〕上総介從五位下藤原朝臣正範飛駟奏言。市原郡俘囚卅人叛乱。盜取官物。數殺略人民。（後略）

さらに、熊谷（二〇〇四）によれば、「平安初期には、ほぼ現在の宮城県北部と山形・秋田の県境を結んだ線が蝦夷の地の南限になるとみられる」という。ここでいう宮城県北部とは、「宮城県栗原市築館付近と考えられる」ということである。栗原の地名は、「延喜式」「民部」の陸奥国にあるもので、第一四段の「栗原のあねはの松の」の栗原と同じであると考えられる。

つまり、男は、日本国の北限、蝦夷と接する、日本国であって、日本国でない、人外境に近い地域にまで行くのである。「みちの国」

と規定して、「人の国」と規定しえない地域は、「人でないものの国」でもあったわけである。「人でないものの国」は、異界であり、他界であり、あの世である。男は、自ら目指したのではなく、あの世に逢着したわけである。ここで想起されるのが、冥府往復説話は、すべて、一度死んだ者がふたたび生き返る、すなわち死と復活の話し型でもあったことである。第九段が冥府の旅路を連想させるのなら、そのまま冥府往復の話し型、死と復活の話し型を連想させるはずで、東国に下向した男が、第一六段以降、平安貴族として都に復活することを、陸奥章段で予告している、と考えることができよう。

「伊勢物語」第九段が冥府の旅路を連想させるものであるならば、東行章段は、死と復活の物語と理解することができるのではなからうか。

註

- (1) 長沼英二「死出三途の資料報告」『松学舎大学国文学科研究室報』第一巻第五号
- (2) 定方晟著、講談社現代新書『須弥山と極楽 仏教の宇宙観』（講談社／一九六五）には、「三途の川」の起源を、仏教の文献の中で追究するのは、困難な仕事である。」とある。
- (3) 「日本霊異記」収載の冥府往復説話一三話のうち、冥府の使者の登場しない話は、中巻第五、同第一九、下巻第二六、同第三五、同第三六、同第三七の六話である。
- (4) 塚原（一九八八）は、第七段から第九段までを行程章段と、第一〇段から第一三段までを武蔵章段と、第一四段から第一五段までを陸奥章段と呼称する。
- (5) 塚原（一九八八）に拠る。
- (6) 九世紀末期、東北地方が不安定であったことを指摘する文献は、熊谷（二〇〇四）以外にも、関口明『蝦夷と古代国家』（吉川弘文館／一九九二）など、複数ある。

参考文献

- 熊谷公男（二〇〇四）『日本史リブレット』『蝦夷の地と古代国家』 山川出版
 塚原鉄雄（一九八八）『伊勢物語の章段構成』 新典社

引用本文

- 儀式 増補故実叢書『内裏儀式内裏式儀式北山抄』 吉川弘文館
延喜式 新訂増補国史大系『延喜式』 吉川弘文館
日本三代実録 新訂増補国史大系『日本三代実録』 吉川弘文館
吏部王記 史料纂集『吏部王記』 続軍書類縦完成会
兵範記 増補史料大成『兵範記』 臨川書店
法華験記 井上光貞・大曾根章介校注 日本思想大系『往生伝法華験記』 岩波書店
日本霊異記 小泉道校注 新潮日本古典集成『日本霊異記』 新潮社
古今和歌集 小島憲之・新井栄蔵校注 新日本古典文学大系『古今和歌集』 岩波書店
金葉和歌集 『新編国歌大観第一巻』 角川書店
新勅撰和歌集 『新編国歌大観第一巻』 角川書店
伊勢物語 大津有一校注 岩波文庫『伊勢物語』 岩波書店
うつほ物語 室城秀之校注『うつほ物語全』 おうふう
蜻蛉日記 上村悦子校注 校注古典叢書『蜻蛉日記』 明治書院

【付記】 本稿は、表現学会第五回全国大会（於同志社大学、二〇一八年六月三日）において口頭発表したものを基としている。